

造林事業請負契約書（案）

- 1 事業名 三浦国有林 森林環境保全整備事業 木曾 2
- 2 事業場所 長野県木曾郡王滝村 三浦国有林 2724に 林小班外
- 3 事業量 別紙事業内訳書のとおり。
- 4 事業期間 契約日の翌日から
令和7年11月28日まで
ただし、作業種別又は箇所別の事業期間は、別紙事業内訳書のとおり。
- 5 請負金額 ¥――
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥――)
- 6 選択条項 別冊約款中選択される条項は次のとおりである。
(適用されるものは○印、削除されるものは×印。)

適用削除の区分	選択事項	選択条項
×	契約保証金の納付	第4条第1項1号
×	契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提出	第4条第1項2号
×	銀行、発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社の保証	第4条第1項3号
×	公共工事履行保証証券による保証	第4条第1項4号
×	履行保証保険契約の締結	第4条第1項5号
×	支給材料及び貸与品	第15条
×	前金払 分の 以内	第35条第1項
×	中間前払金	第35条第4項
○	部分払 1回以内	第38条
×	国庫債務負担行為に係る契約の特則	第40条

7 支給材料及び貸与物件

品名	品質規格	数量	引渡予定場所	引渡予定月日

8 特約条項

なし。

上記の事業について、発注者と請負者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び 年 月 日に交付した国有林野事業造林請負契約約款によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また請負者が共同事業体を結成している場合には、請負者は、別紙共同事業体協定書により契約書記載の事業を共同連帯して請け負う。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 住所 長野県木曾郡上松町正島町1-4-1
氏名 分任支出負担行為担当官
木曾森林管理署長 北村大

請負者 住所
氏名

事業内訳

事業名 三浦国有林 森林環境保全整備事業 木曾 2

作業種別数量

作業種別	事業量					備考
	区域面積ha	実行面積ha	距離等		数量等	
天 I 植付	10.83	5.14			7,550 本	箇所は別紙事業内訳書参照
天 I 地拵	10.83	5.14				
忌避剤塗布（散布）	10.83	5.14			75 kg(ℓ)	
歩道整備（新設）	0.12	0.12	2.0	km		
計	32.61	15.54				

森林事務所別数量

森林事務所	区域面積ha	実行面積ha	備考
南滝越 森林事務所	32.61	15.54	箇所は別紙事業内訳書参照
計	32.61	15.54	

特記仕様書

事業内訳書により個別で事業期間が指定されている作業について、下記期日までに監督職員と調整の上部分完了届等を提出すること。

作業種	提出期限	備考
天 I 地拵	令和7年9月30日	部分完了届
天 I 植付	令和7年9月30日	部分完了届
忌避剤散布(秋)	令和7年11月28日	完了届
歩道整備(新設)	令和7年11月28日	完了届

注1: 作業が完了している場合は可能な限り纏めて部分完了届を提出すること。

注2: 契約内容の変更により事業期間が変更された場合は、変更後の事業期間末日までとする。

Ⅱ－２ 筋刈地拵（刈払）

1 下層植生の処理

- (1) 作業区域内の雑草・笹・かん木類の刈払いを行う。なお、刈払物を整理、集積する必要はないが、刈払物が一箇所に堆積することがないように留意する。
- (2) 植幅（刈幅）は、特記仕様書のとおりとする。
- (3) 置幅（残し幅）は、特記仕様書のとおりとする。
- (4) 植筋の方向は、原則として等高線状（横筋）とする。
- (5) 刈高は、踝（くるぶし）程度までとする。

2 地上立木及び稚幼樹の処理

高木性有用樹の稚幼樹及び残存立木は可能な限り保残する。

Ⅲ－２ 植付（コンテナ苗）

1 苗木の調達

- (1) 苗木の調達は甲の指示により乙が調達し、乙においては苗木調達後速やかに植付が完了するよう植栽計画を立て、監督職員に提示し、苗木搬送、引渡月日、箇所ごと等、細部の打合せを行う。
- (2) 林業種苗法に基づく樹種については同法の規定による。
- (3) 乙は苗木調達後、別に定める苗木確認書（写）もしくは、苗木調達時に受け取る苗木発送伝票（写）を監督職員あて提出し、苗木と共に確認を受けること。
- (4) 規格・品質等について監督職員から指示のあった場合は速やかにこれに従うこと。

2 苗木の規格・品質

- (1) コンテナ苗は、マルチキャビティコンテナ等の容器において育苗した根鉢付き苗であること。
- (2) 所定の規格を持つものであること。
- (3) 地上部と地下部のバランスが良いものであること。
- (4) 芯があって成長が見込まれるものであること。
- (5) 根鉢全体に根が回り、かつ、容易に根鉢が崩れないものであること。
- (6) 樹勢が旺盛で充実し、病虫害、気象害にかかっていないものであること。
- (7) 外傷や欠損のないものであること。

3 樹種及びh a 当たり植付予定本数

特記仕様書のとおりとする。

4 苗木の取扱い

- (1) 乙は苗木の輸送、保管に当たっては凍結、乾燥、むれ等により枯損したり、あるいは活着率が低下させないようにすること。
- (2) 現地に納入した苗木は、植付場所に近い直射日光に当たらない日陰（必要に応じて、こも、シート等で直射日光を遮断）等で保管し、速やかに植付すること。なお、乾燥する恐れのある場合は、適宜灌水するなど乾燥防止の措置を講ずること。

XVII 忌避剤散布（水和剤）

1 散布区域

散布箇所はビニールテープ等によって標示した区域内とする。

2 使用薬剤及び散布量

- (1) 使用薬剤は、特記仕様書のとおりとする。
- (2) 箇所別の散布量は別紙事業内訳書のとおりとする。

3 作業方法

散布方法は噴霧器で樹冠(幹)部全体へ均一に付着するよう散布する。

4 実行上の留意事項

- (1) 風力が0から3の時に散布を実施し、それ以上の風力の場合は取りやめとする。(風力4とは、砂ぼこりが立ち紙切れが舞い上がり、木の枝が動く状態である。)
- (2) 降雨が予想される時は、散布を中止する。
- (3) 強風・降雨時における散布は禁止する。
- (4) 崩壊危険箇所・河川等に流入しないよう、現地の実態に即した無散布地帯を設けること。
特に、ジラム水和剤の使用に当たっては、人畜毒性は低いものの、魚毒性が高いことから散布液が河川に流入するおそれのあるところでは、流入を防止するために必要な距離を保持するなど配慮する。
- (5) 局所的に大量散布はしないこと。

5 安全衛生管理

- (1) 散布に当たっては、保護具等（手袋・マスク等）を確実に着用する。
- (2) 薬剤を素手で握ったり、皮膚に付着しないようにする。
特に、眼に対する刺激性が強いため、作業中素手で眼を触るなどしないよう留意する。
- (3) 作業間隔を十分に保ち、風上から風下に向かって散布する。
- (4) 作業終了後、露出部の水洗いを必ず行う。

X I 歩道整備（新設）

1 新設位置

（1）現地表示による場合

歩道の新設は、標杭等をもって指示した地点を通過するよう行う。

（2）基本図（1/5000）に示された歩道の予定線形による場合

歩道の新設は、基本図に示された予定線形になるよう行う。

2 作業方法

（1）土道の幅員は、特記仕様書のとおりとする。

（2）幅員内にある地被物は、幅員外に除去する。ただし、大径木はこれを避けて作設する。

（3）路面は平坦になるよう整地し、滞水、流水のおそれがある箇所については、開渠を設ける。なお、盛土をする場合は必要な余盛をする。

（4）崩落の恐れがある箇所は、必要に応じ丸太等により土留めを行う。

（5）丸太橋の作設箇所及び構造は、監督職員と協議すること。

（6）急傾斜地は、歩行勾配の緩和を図るため九十九折となるように作設する。

（7）勾配が急で歩行が困難な箇所は、階段状に仕上げる。

令和7年度 三浦国有林森林環境保全整備事業木曾2 位置図

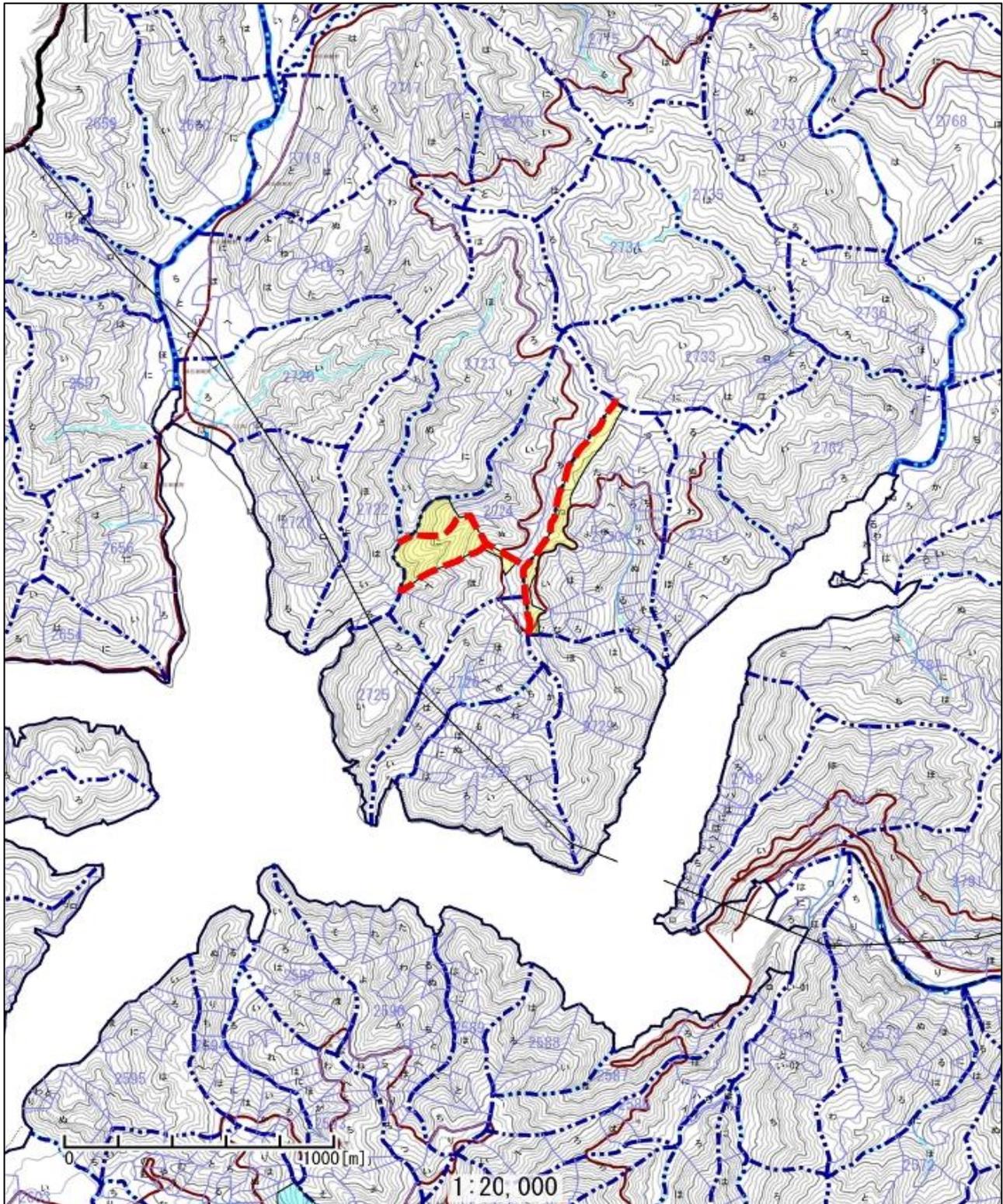
三浦 国有林

凡例

林小班	区域	実行	作業種
2724に	6.61ha	3.36ha	天I地拵、天I植付、忌避剤散布(秋)
2730ね	4.22ha	1.78ha	天I地拵、天I植付、忌避剤散布(秋)
2724に外		1km	歩道新設
2730ね外		1km	歩道新設

	天I地拵・植付・忌避剤散布
	歩道新設
	林道
	歩道

縮尺：1/20,000



令和7年度 三浦国有林森林環境保全整備事業木曾2 基本図挿入図

三浦 国有林

凡例

林小班	区域	実行	作業種
2724に	6.61ha	3.36ha	天I地拵、天I植付、忌避剤散布(秋)
2730ね	4.22ha	1.78ha	天I地拵、天I植付、忌避剤散布(秋)
2724に外		1km	歩道新設
2730ね外		1km	歩道新設

	天I地拵・植付・忌避剤散布
	歩道新設
	林道
	歩道

縮尺：1/5,000

